

○ 宇都宮都市計画生産緑地地区の変更について（宇都宮市決定）

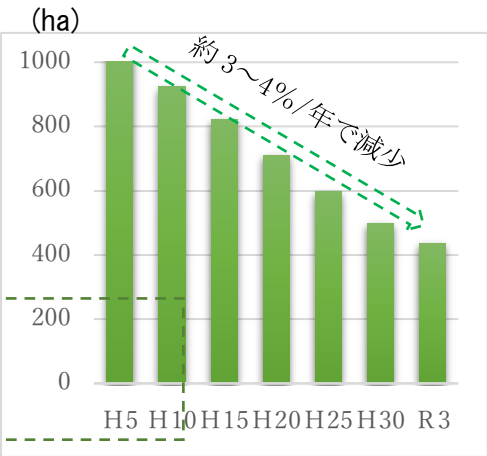
1 生産緑地地区を都市計画変更する背景

- 市街化区域内の農地（以下、「都市農地」という。）を取り巻く環境については、これまで人口増加や社会経済の発展を見据え「宅地化すべきもの」とされてきたが、国の都市農業振興基本計画等において、「都市にあるべきもの」へ転換された。
- 本市においては、今後、人口が減少する中、着実にNCC形成を推進するため、立地適正化計画における居住誘導区域内においては、居住を誘導し良好な居住環境の維持に向け、生活の質の向上を図るとともに、居住誘導区域外においては、地域特性に応じながら、都市農地を保全すること、ゆとりある良好な居住環境の形成を図る必要がある。

2 生産緑地地区を都市計画変更する目的

- 本市の都市農地は毎年減少が続いていることから、緑豊かな都市環境の形成や都市における貴重な緑空間の保全等に向け、NCCのまちづくりと連携しながら、居住誘導区域外の都市農地が有する環境保全や防災など多様な機能を早期かつ確実に発揮させるため、新たに生産緑地地区に2箇所を追加するものである。

※ 生産緑地地区は、土地所有者からの申出に基づき、本市の指定要件等と照合して適当と判断される場合に「生産緑地地区」に指定する都市計画変更の手続きを行う。



【生産緑地地区の活用イメージ】

- 都市農地が発揮している多様な機能
新鮮な農産物の供給や雨水の保水、農業に触れ合う場の提供など多様な機能を発揮



地元の新鮮な農産物を供給



雨水の保水やヒートアイランド現象の緩和など緑地機能を発揮



まちなかの貴重な緑地として、良好な住環境の形成に寄与



災害時の災害防止機能、ビニールハウスによる土砂の堰き止め



近隣小学校の食育の場として活用



近隣住民が農業に触れ合う場を提供

3 上位計画の位置付け

- 第3次宇都宮市都市計画マスタープラン（H31.3）
 - 緑豊かな都市環境の形成や都市における貴重な緑空間の保全・創出等のため、NCC等のまちづくりと連携しながら、都市農地の保全・活用に向けた仕組み等の検討を位置付け
- 第2次食料・農業・農村基本計画後期計画（H31.3）
 - NCCの実現に向けた都市計画と連携を図りながら、都市農業の継続と都市農地の有する機能の発揮に取り組むため、都市農業振興を位置づけ

4 生産緑地地区の変更

- 宇都宮都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

	名称		位置	面積
追加	野沢町	2 3 - 1	野沢町地内	約 0.63ha
既存	築瀬町	2 2 - 1	築瀬町地内	約 0.12ha
既存	山本1丁目	2 2 - 2	山本1丁目地内	約 0.15ha
既存	山本2丁目	2 2 - 3	山本2丁目地内	約 0.26ha
既存	宝木本町	2 2 - 4	宝木本町地内	約 0.61ha
合計				約 1.77ha

- 「区域は計画図表示のとおり」

5 スケジュール

